

# 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、新潟市 (以下「甲」という。)が令和3年8月4日付新 ICT 第403号で発した「インターネット仮想化環境再構築に関する情報提供について」(以下「本RFI」という。)における秘密保持に関し、甲に対し次のとおり誓約します。

## (目的)

第1条 本誓約書は、甲が本RFIにおいて開示した情報の秘密保持について、乙が誓約するものです。

## (秘密情報)

第2条 本誓約における秘密情報とは、本誓約書提出日以降に甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本RFIの情報で、公には入手できない情報とします。

## (適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書という秘密情報に適用しません。

- (1) 乙が甲より開示を受けた時点で、合法的に知得済み又は公知の情報
- (2) 乙が甲より開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- (3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 裁判所又は行政機関からの命令、若しくは、法令に基づき提出を求められた情報

## (秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示を受けた秘密情報を、甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。

## (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本RFIのために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本RFI以外の目的には利用しません。

## (損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部へ漏えい又は持ち出したことで、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

## (情報の返還)

第7条 乙は、甲から開示・提供を受けた秘密情報(甲の事前の承認を得て作成した複製物を含む)は、本RFI終了後、直ちに甲に返却します。

ただし、甲から別に廃棄等の指示を受けたときは、その指示に従い、書面をもって適切に廃棄したことを証明します。

(協議事項)

第8条 乙は、本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 令和3年 月 日

(乙) 住 所

会社名

代表者

印